

第2期データヘルス計画に定めた保健事業実施結果

令和2年2月20日
多摩市国民健康保険運営協議会
資料5

【保健事業名】	特定健康診査受診勧奨事業
---------	--------------

【事業目的】

少しでも多くの被保険者が特定健康診査を受診し、必要な対象者には早期からの支援を実施することで被保険者の健康保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の増大を防ぐ

【実施概要】

- ① たま広報、公式HP等を通じ、特定健康診査の広報活動の実施
- ② 受診率の低い特に若年層にターゲットを絞り、特定健康診査等の重要性、若い層に向けたメッセージを盛り込んだ勧奨通知を送付する等重点化した受診勧奨方法を検討し実施

【実施計画】

具体的な取り組み内容	30年度	31年度	32年度
たま広報、公式HP等を通じた有効な広報活動の検討・実施	検討	実施	実施
これまでの実績を踏まえたはがき及び電話による受診勧奨の実施	実施	継続	継続

【平成30年度の主な取り組み状況と成果】

電話勧奨 宛先件数5,492件、勧奨後受診者数1,039人、勧奨後受診割合18.9%
受診勧奨通知送付3,340件(はがき:1,677件、封書:1,663件)、勧奨後受診者数941人(はがき:454人、封書487人)、勧奨後受診割合28.2%(はがき27.1%、封書29.3%)

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への受診勧奨率 100%	勧奨対象者の特定健康診査受診率 30%	(※)9月末日時点特定健康診査未受診者(ただし人間ドック助成申請済等は除く)17,130人 ・電話勧奨対象者 5,860人(うち電話番号重複を除いた5,492人に架電) ・受診勧奨通知送付 3,340人 $(5,860+3,340)/17,130 \div 53.7\%$
結果	結果	
対象者への受診勧奨率 53.7%(※)	勧奨対象者(電話実施)の特定健康診査受診率 18.9% 勧奨対象者(通知送付実施)の特定健康診査受診率 28.2%	

【今後の方向性】

- ・昨今の社会情勢から、電話勧奨は非効率かつ効果が限定的である。より効果的な方法への転換が必要である。
- ・他の自治体でも効果が上がっている手法のひとつとして、対象者の特性を分析した上での特性にあわせた受診勧奨通知の送付がある。多摩市でも今後とりいれていく。

【次年度の取り組み内容】

- ・電話勧奨の中止
- ・対象者の特性を分析した上で、特性にあわせた受診勧奨通知を送付

【保健事業名】	特定保健指導
---------	--------

【事業目的】

特定健康診査の結果により、生活習慣病のリスクの高い対象者に早期から生活習慣改善の支援を行うことで、生活習慣病やそれに伴う疾病の発症、重症化を予防する

【実施概要】

- ・「積極的支援」、「動機付け支援」の実施
- ・特定保健指導基準には該当しないが、BMIや腹囲、検査データ等から早期からの生活習慣改善により疾病を予防できると思われる者に対し、「早期介入支援」を実施
- ・特定保健指導の実施率の向上を図る取組の実施

【実施計画】

具体的な取り組み内容	30年度	31年度	32年度
特定保健指導基準に該当した者に対する保健指導の実施	継続	継続	継続
特定保健指導の効果等を広報、HPにおけるPRの実施	実施	継続	継続
かかりつけ医等と連携した特定保健指導の利用勧奨の実施	検討	準備	実施

【平成30年度の主な取り組み状況と成果】

- ・平成30年度より、新しい事業者へ委託して事業を実施している(3年間の複数年契約)
- ・平成30年度特定健康診査受診者に対する特定保健指導等実績
(募集対象者、初回面談実施者、初回面談実施率)
積極的支援(168人、24人、14.3%)、動機づけ支援(1,058人、129人、12.2%)、早期介入(189人、19人、10.1%)

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への受診勧奨率 100%	特定保健指導実施率 30%(※1) 特定保健指導利用による対象者減少率(※2) 30%	※1 平成30年度目標値(法定報告値) ※2 前年度特定保健指導を利用した方のうち、当年度特定保健指導の対象ではなくなった方の数の割合
結果	結果	
対象者への受診勧奨率 100%	特定保健指導実施率 9.9%	
	特定保健指導利用による対象者減少率 24.6%	

【今後の方向性】

- ・医師会と連携し、特定健康診査実施医療機関の医師(かかりつけ医であることが多い)から、健康診査結果説明時に、特定保健指導の利用勧奨を実施してもらう。
- ・特定健康診査受診時に、特定保健指導の初回面談を実施する手法を取り入れることを検討する。
- ・特定保健指導の勧奨通知等の内容を工夫する。

【次年度の取り組み内容】

- ・特定健康診査実施医療機関の医師から、結果説明時に、特定保健指導の案内を実施
- ・特定保健指導の受講勧奨通知及び受講勧奨はがきの内容の工夫
- ・特定保健指導の集団指導の内容の見直し

【保健事業名】	糖尿病重症化予防事業
---------	------------

【事業目的】

糖尿病性腎症の重症化のリスクのある被保険者に対し、生活習慣改善のアドバイス等を行うことで、病期の維持をめざし、もって被保険者の健康保持・増進を目指すとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す。

【実施概要】

特定健康診査の便宜結果より糖尿病性腎症の重症化のリスクの高いものを抽出し、参加を希望された患者を対象に専門職が生活習慣改善の支援を行う。
患者のかかりつけ医やかかりつけ調剤薬局等と連携し、患者の身近な医療機関で支援を行える体制を新たに構築する

【実施計画】

具体的な取り組み内容	30年度	31年度	32年度
かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携による保健指導の実施	体制の構築 保健指導実施	継続	継続
治療中断者、未治療者への受診勧奨等の実施	手法の検討	実施	継続

【平成30年度の主な取り組み状況と成果】

・平成30年度より、かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携により、参加者が地域の薬局で薬剤師から保健指導を受けられる新しい事業(薬局モデル)を開始。
・薬局モデル勧奨通知を発送した方485人、プログラム参加者(開始時)31人、修了者29人。
・薬局モデル参加可能薬局24薬局(うち実際に参加者がいた薬局15薬局)

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
参加者の事業継続率 90%以上	保健指導修了者の人工透析移行者0人	(※) 薬局モデル対象者で事業不参加者のうち未治療者47人、うち27人に受診勧奨通知を送付
治療中断者、未治療者への受診勧奨 100%		
結果	結果	
・参加者の事業継続率 94% ・治療中断者、未治療者への受診勧奨 57.4%(※)	保健指導修了者の人工透析移行者0人	

【今後の方向性】

・かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携の上、住み慣れた地域で、普段利用している薬局の薬剤師から保健指導が受けられる仕組みは、今後も継続していく。薬局モデルのプログラム(6か月)終了後も、参加者にとって、薬局が相談場所として機能することが期待できる。参加者以外の方にとっても、地域の薬局が、身近な健康相談ができる場所としての社会資源となることが期待できる。
・治療中断者、未受診者等、フォローが本当に必要な方への働きかけを継続していく。

【次年度の取り組み内容】

・かかりつけ医及びかかりつけ薬局との連携による地域の薬局の薬剤師による保健指導プログラムの継続
・治療中断者、未受診者への働きかけ(通知送付、訪問等)

【保健事業名】	健診異常値放置者受診勧奨事業
---------	----------------

【事業目的】

特定健康診査の結果、主に生活習慣病に関連する数値に異常があるものに対して、受診勧奨を実施し、早期の治療につなげることで、対象者の健康保持増進を図るとともに、多摩市国民健康保険の医療費の適正化を目指す。

【実施概要】

厚生労働省の定める受診勧奨値を超え、医療機関の受診歴がないものを対象に医療機関への受診勧奨を実施する。

【実施計画】

具体的な取り組み内容	30年度	31年度	32年度
健診異常値放置者に対する医療機関受診勧奨通知の発送	継続	継続	継続

【平成30年度の主な取り組み状況と成果】

①前年度特定健康診査データ及びレセプトデータから対象者抽出(1,284人)
 ②上記①のうち、冠動脈疾患発症リスクスコア(吹田スコア)を用いて、優先順位の高い300人を選定し、この300人に受診勧奨通知を送付

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への受診勧奨率 100%	勧奨対象者の医療機関受診率 20%	(※)8/27に受診勧奨通知発送、その後11月～翌年3月に、糖尿病、高血圧症、脂質異常症で医療機関受診があった方59人
結果	結果	
対象者への受診勧奨率 23.4%	勧奨対象者の医療機関受診率 19.7%(※) 59/300≒19.7%	

【今後の方向性】

・現在、業者に委託して実施しているデータ抽出部分を自庁で行い、通知印刷及び封入・封緘・発送業務のみを委託することで、費用の問題から限定している受診勧奨通知発送数を増やし、受診勧奨率を上げる。

【次年度の取り組み内容】

・データ抽出部分は自庁で実施し、受診勧奨通知発送数を増やす。

【保健事業名】	ジェネリック医薬品差額通知事業
---------	-----------------

【事業目的】

ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担額等の情報提供を行い、ジェネリック医薬品の普及率を向上させることで多摩市国民健康保険の医療費適正化を図る。

【実施概要】

- ① ジェネリック医薬品差額通知を引き続き対象者に発送する。
- ② 広報やホームページ等を通じて、ジェネリック医薬品を周知する。

【実施計画】

具体的な取り組み内容	30年度	31年度	32年度
ジェネリック医薬品差額通知の発送	継続	継続	継続
広報、ホームページにおける周知	実施	継続	継続
過去の実績等に基づく事業内容の見直し	事業見直し	実施	継続

【平成30年度の主な取り組み状況と成果】

・3,958人へジェネリック医薬品差額通知を発送した。平成30年5月、6月診療分のレセプトから抽出、後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた場合に、100円以上自己負担が軽減されるであろう方を対象者とした。
 ・通知発送による削減効果額は2,573(千円)
 ・市公式ホームページでジェネリック医薬品について周知を開始した。

【成果指標】

実施目標	成果目標	特記事項
対象者への通知率 100%	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)80%	※前年度までに通知不要との連絡を受けた被保険者は通知除外者としている
結果	結果	
対象者への通知率 100%※	ジェネリック医薬品普及率(数量ベース)74.46%	

【今後の方向性】

・ジェネリック医薬品普及率は、年々上昇しており、通知の効果が表れていると考えられる(平成27年度44.88%、平成28年度65.86%、平成29年度69.20%)。今後も引き続き、対象者への通知を継続していく。

【次年度の取り組み内容】

- ・対象者への通知発送を継続
- ・被保険者証の一斉更新時、新しい被保険者証とともに、全員に「ジェネリックのお願い」(私はジェネリック医薬品を希望します)カードを送付